

防監第115号
27. 4. 21
一部改正 防監第87号
30. 3. 30
一部改正 防監第389号
令和2年12月25日

総務課長 殿
統括監察官

防衛監察監
(公印省略)

防衛監察本部の勤務時間管理員の指定及び職務並びに出勤簿等の取扱いについて（通達）

標記について、下記のとおり定めたので、これにより実施されたい。

第1 趣旨

この通達は、防衛監察本部における勤務時間管理員の指定及び職務並びに出勤簿の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 勤務時間管理員

防衛省職員給与簿規則（昭和30年防衛庁訓令第12号）第5条に規定する勤務状況管理者及び人事院規則9-5（給与簿）第3条に規定する勤務時間管理員（以下「勤務時間管理員」という。）は、次の表の左欄に掲げる者については、それぞれ右欄に定める者とする。

防衛監察監、副監察監及び総務課に勤務する者	総務課長補佐
統括監察官、監察官及び統括監察官付に勤務する者	監察総括班長

第3 勤務時間管理員の職務

勤務時間管理員の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 勤務状況報告書及び超過勤務等命令簿の作成及び保管。
- (2) 休暇簿の受付及び整理保管等に関すること。
- (3) 出勤簿の整理保管等に関すること。

第4 出勤簿等の取扱い

- (1) 職員等は、出勤した際、出勤簿に自らの姓を記入するものとする。
- (2) 勤務時間管理員は出勤簿について、各職員等ごとに作成し、職員等の欠勤、年次休暇、病気休暇及び出張等の日数又は時間数並びにその他必要とする事項を記入する。